

□欄をチェックし、記入もれのないよう36協定を締結し、所轄の労働基準監督署へ届け出るようにしてください。
なお、チェックのついた事項については、労使間で再確認をお願いします。

チェックポイント 1

法定の要件を満たした36協定の届出が必要です。

● 必要な協定事項

労使は以下の事項について協定しなければなりません。

- | | |
|--|---|
| ☐ 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | ☐ 1 日について延長することができる時間 |
| ☐ // 業務の種類 | ☐ 1 日を超える一定の期間について延長することができる時間 |
| ☐ // 労働者の数 | ☐ 有効期間（チェックポイント2の「一定期間の区分」との関係で、最も短い場合でも1年間となります。） |

● 協定の当事者（労働者側）

協定は、使用者と、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との間で締結することが必要ですが、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合の労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当するものでなければなりません。

- ☐ 監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ☐ 労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

チェックポイント 2

36協定は以下の基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

● 業務区分の細分化

- ☐ 36協定の締結に当たっては、容易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大したりすることのないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしなければなりません。

● 一定期間の区分

- | | |
|---|------------------------|
| ☐ 1 日を超え3か月以内の期間 | } の双方について協定しなければなりません。 |
| ☐ 1 年 間 | |

● 延長時間の限度

(1) 一般の労働者の場合

- ☐ 36協定で定める延長時間は、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。

期 間	限度時間
1 週 間	☐ 15時間
2 週 間	☐ 27時間
4 週 間	☐ 43時間
1 箇 月	☐ 45時間
2 箇 月	☐ 81時間
3 箇 月	☐ 120時間
1 年 間	☐ 360時間

※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。）

※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また休日労働を含むものではありません。

(2) 対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合

- ☐ 対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者についての延長時間は、上記(1)とは異なり、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。

期 間	限度時間
1 週 間	☐ 14時間
2 週 間	☐ 25時間
4 週 間	☐ 40時間
1 箇 月	☐ 42時間
2 箇 月	☐ 75時間
3 箇 月	☐ 110時間
1 年 間	☐ 320時間

※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。）

※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また休日労働を含むものではありません。